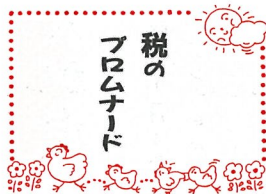


申告受付 2月16日～3月16日

明るい笑顔で



あなたの土地・家屋を
確認しませんか！

固定資産課税台帳 の 縦 覧

平成10年度固定資産税の基礎となる課税台帳の縦覧を行います。

課税台帳の縦覧は、あなたが所有する固定資産について、課税内容等を確認するための機会です。

なお、平成10年度の宅地の評価額は平成8年1月1日から平成9年7月1日までの地価動向を踏まえ、地価の下落傾向にある宅地について平成9年度評価額に下落修正を加えましたので、この機会にご確認ください。

期 間

3月1日(日)～3月20日(金)
(土・日曜日は除く)

時 間

午前8時30分～午後5時

縦覧できる人

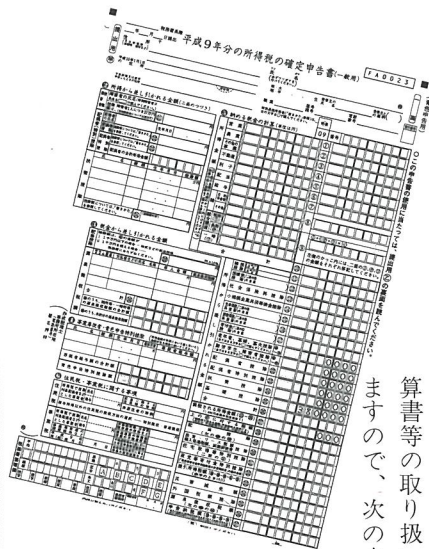
固定資産税の納税義務者、納税管理人及び代理人
(代理人については、委任状が必要です)

場 所

役場税務課

固定資産税とは？

毎年1月1日に土地、家屋、償却資産を所有している人に、固定資産の価格をもとに課税される税金。



確定申告書の様式が変わります

平成9年分の申告から、

てください。

KSK(国税総合管理の略称)という新しいコンピュータシステムが導入されたことにより、申告書や納付書などコンピュータ対応の様式に変わります。

これに伴い、申告書、決算書等の取り扱いが変わりますので、次の点に注意し

- 源泉徴収票や生命保険控除、損害保険控除などの証明書等は、申告書3枚目(提出用乙:添付書類用)に添付してください。
- 決算書及び収支内訳書は申告書にホチキスやのりで止めず、申告書に挟み込むかクリップで止めてください。
- 申告書や決算書、収支内訳書などは、折り曲げないでください。
- *詳しいことは、銚子税務署(☎0479-21571)または、役場税務課(☎1211)へお問い合わせください。

- 確定申告をする義務のない方も、次のような場合は申告をすると源泉徴収された所得税が還付される場合があります。
- ①マイホームをローンで取得した場合
- ②多額の医療費を支払った場合
- ③災害や盗難にあった時
- ④年途中で退職し、再就職をしていない場合
- ◎2月16日以前でも提出することができます。また、郵送による提出もできますのでお早めに。
- ◎申告書を早期に提出して

給
与
所
得
者

こんな時は還付申告を

2月16日以前でも受付

も、源泉徴収票などの添付書類が足りなかったり記載内容に誤りがあったときは、還付金の支払いが遅れますので、ご注意ください。

